



神奈川県

KANAGAWA

堀割川から不法係留船をなくしましょう！

～津波被害を軽減するために～



東日本大震災による被災事例
提供 国土交通省北上川下流河川事務所

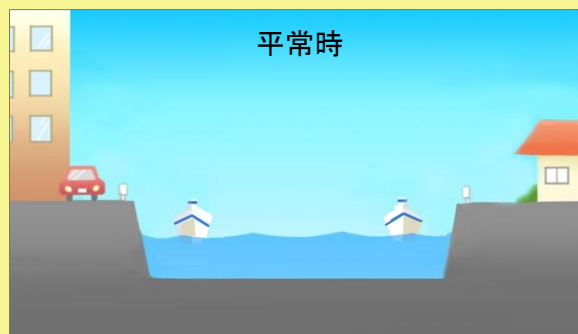
堀割川は津波の影響を受けやすい河川です！



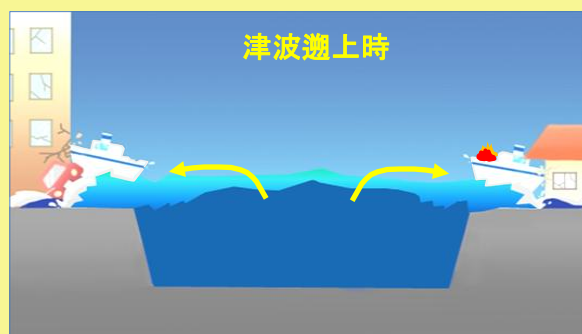
川と陸地との高低差が少ないため、津波の遡上^{そじょう}に伴う船舶の流出や浸水が起きやすい。



河口が東京湾口に向かって開いているため、津波が遡上^{そじょう}しやすい。



平常時



津波遡上時

流出した船舶の家屋への衝突や、船の燃料による火災発生の危険があります！

不法係留は、法律による罰則(※)が適用されます。

※(3か月以下の懲役、又は20万円以下の罰金)

神奈川県横浜川崎治水事務所 許認可指導課・河川第二課
〒220-0073 横浜市西区岡野2-12-20(横浜西合同庁舎内)
電話(045)411-2500(代表)

神奈川県の実施

神奈川県では、平成13年3月に大岡川水系の各河川を「重点的撤去区域」に指定し、不法係留船対策に取り組んできました。その結果、大岡川水系全体で平成8年に662隻あった不法係留船が、27年には160隻まで減少しましたが、引き続きその解消に向けた様々な取り組みを進めています。



～不法係留船対策の流れ～



① パトロール



② 警告書貼付



③ 行政代執行（船舶の強制撤去）



④ 行政代執行（沈船の引上げ）



⑤ 一時保管場所への移動



⑥ 撤去後の対応（フロート・看板の設置）